

○草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例

平成16年9月17日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 市民、事業者、市民団体、市などの取り組み（第8条—第11条）

第3章 市の具体的な施策（第12条—第19条）

第4章 男女共同参画専門委員（第20条—第28条）

第5章 男女共同参画審議会（第29条—第36条）

第6章 補則（第37条—第39条）

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、法の下に平等であることは、基本的な人権です。わが国においても、男女平等の実現に向けて世界各国と連携しながら様々な取り組みを進めています。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」というような性別により固定された役割分担の意識やそうした意識に基づいた社会的な慣行は依然として強く残っており、個人の生き方の自由な選択を妨げる原因となっています。それに加えて、性別による差別意識を一因とするドメスティック・バイオレンスも繰り返されていますが、これは子どもの健全な成長にも影響を与えるとともに、さらに児童虐待を引き起こすともいわれており、深刻な人権侵害として早急に根絶されなければなりません。

一方、急激な少子高齢化の進展をはじめ、様々な社会状況の変化が急速に生じてきています。こうした変化に対応するためには、家庭、学校、職場、地域など私たちのくらしの中で、すべての人が性別にかかわらず支えあい、協力していかなければなりません。

そこで草加市では、このような現状を踏まえ、豊かで活力ある社会を目指して、私たち一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりについて、基本理念を定め、市民、事業者、市民団体と市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりについて必要なことを定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に進め、すべての人が性別にかかわらず暮らしを支えあう豊かで活力ある社会をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくり すべての人が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画する機会が確保され、それにより均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をつくることをいいます。
- (2) 市民 男女共同参画社会づくりをするという目的から、市内に住んでいる人と市内に通勤や通学する人をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする活動を行う個人や法人と市内の公益法人をいいます。
- (4) 市民団体 市内における町会などの地域の自治組織、市民活動団体、特定非営利活動法人をいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者などのパートナーに対し、身体的、心理的、性的な暴力をふるったり、経済的にひどく不自由な状態におくことをいいます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言や行動によって仕事などを行う上で一定の不利益を与えることや、性的な発言や行動によって生活環境を悪化させることをいいます。
- (7) 積極的格差是正措置 性別による格差を是正するため必要な範囲内で、格差があると認められる一方に対し、第1号に定める参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、市民団体、市は、男女共同参画社会づくりを次の基本理念により進めます。

- (1) 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
ア 個人としての尊厳を尊重します。

イ 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないようにします。

ウ 個人として能力を発揮する機会を確保します。

エ ドメスティック・バイオレンスなどの暴力をなくします。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。

(3) 性別を問わず共同して参画できる機会の確保 事業者と市民団体の方針や市の施策の作成と決定などにおいて、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画する機会を確保します。

(4) 家庭生活と仕事や地域活動などの両立 家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活での活動と仕事や地域活動など社会における活動に、性別にかかわらず対等に参画できるようにします。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 生涯を通じて人々がそれぞれの性を理解しあい、健康な生活を営む権利を確保します。そのため、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されるようにします。

(6) 国際的動向との協調 密接な関係がある国際的取り組みと協調して、男女共同参画社会づくりを進めます。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに主体的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、事業活動において従業員が性別を問わず共同して参画することができる体制づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、第3条の基本理念に基づき、構成員が性別を問わず共同して参画することができる環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づ

くりを進める施策に協力するよう努めます。

(市の責務)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりを進める施策を主要な施策として位置づけ、総合的に作成し、実行します。

2 市は、市民、事業者、市民団体とともに、男女共同参画社会づくりを進める計画をつくり、実行します。

3 市は、国、他の地方公共団体などと連携し、男女共同参画社会づくりを進める施策を行います。

4 市は、男女共同参画社会づくりについての教育・学習を充実させます。

第2章 市民、事業者、市民団体、市などの取り組み

(社会一般に表示する情報の配慮)

第8条 いかなる人や団体も、性別による固定的な役割分担やドメスティック・バイオレンスなどを助長し、かつ、連想させる表現や行き過ぎた性的な表現を社会一般に表示しないように努めなければなりません。

2 市は、これらの表現が表示されないように広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

(性別などによる権利侵害の禁止と被害者の救済)

第9条 いかなる人も、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントをしてはなりません。

2 いかなる人も、ドメスティック・バイオレンスやそれに関連する児童虐待（以下「ドメスティック・バイオレンスなど」といいます。）をしてはなりません。

3 市民は、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受けている人を見つけたときは、次のところに通報するよう努めます。

(1) ドメスティック・バイオレンス 市、配偶者暴力相談支援センターまたは警察

(2) 児童虐待 市、児童相談所または児童委員

4 事業者と市民団体は、セクシュアル・ハラスメントが起きないよう従業員や構成員などの理解を深め、セクシュアル・ハラスメントによる被害者の救済について適切な体制をつくるよう努めます。

5 市は、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスなどを予防するため、それらについて広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

6 市は、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた人（以下この項と次の項において「被害者」といいます。）を救済するため、次のことを行うよう努めます。

- (1) 被害者などの緊急的な保護
- (2) 被害者の自立支援
- (3) その他被害者の救済に必要なこと。

7 市は、国、他の地方公共団体などと連携して被害者の救済に努めます。

（性別を問わず共同して参画する機会の確保）

第10条 市民は、事業活動や市民団体の活動における方針の作成と決定に、性別を問わず共同して参画するよう努めます。

2 事業者と市民団体は、それぞれの活動における方針の作成と決定に、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画できる機会の確保に努めます。

3 市は、施策の作成と決定に、性別を問わず共同して参画できる機会を確保します。

4 市は、積極的格差是正措置などにより、審議会などの委員の性別の比率を一方が4割を下回らないように努めます。

（家庭生活と仕事や地域生活などの両立）

第11条 市民は、家庭生活と仕事や地域における活動などを性別にかかわらず両立できるように努めます。

2 事業者と市民団体は、従業員や構成員が家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわらず両立できるような体制づくりに努めます。

3 市は、家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわらず両立できるような環境づくりをします。

第3章 市の具体的な施策

（基本計画）

第12条 市長は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うため、男女共同参画社会づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を定めなければなりません。

2 基本計画は、次のことについて定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくりを進める総合的・長期的な施策についての重要な方針
- (2) 男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うために必要なこと。

3 市長は、基本計画を定めるときや変更するときには、市民、事業者や市民団体と、第2

9条の草加市男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはなりません。

4 市長は、基本計画を定めたときや変更したときは、すぐに公表しなければなりません。

(施策の作成などにおける配慮)

第13条 市は、施策を作成し、実行するときは、第3条の基本理念に基づき男女共同参画社会づくりへの影響を考えて行わなければなりません。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的に作成し、実行するために必要な体制を整えます。

2 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行するため、必要な財政上の措置を行います。

3 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行し、市民、事業者、市民団体による男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援するため、次の事業を総合的に行う拠点となる施設の整備に努めます。

(1) 男女共同参画社会づくりについて広くお知らせすること。

(2) 市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援し、人材を育てること。

(3) 男女共同参画社会づくりについての相談

(教育・学習の推進)

第15条 市は、幼児教育と学校教育において、男女共同参画社会づくりについて教育を進めます。

2 市は、生涯学習の場において、男女共同参画社会づくりについて学ぶ機会をつくりま

す。

(普及・啓発)

第16条 市は、市民、事業者、市民団体に男女共同参画社会づくりについての理解を深めてもらうため、広報などにより広くお知らせします。

(調査・研究)

第17条 市は、次のことについて調査と研究をします。

(1) 男女共同参画社会づくりを進める施策を作成するために必要なこと。

(2) 男女共同参画社会づくりを妨げる問題

2 市は、これらの調査と研究について、公表します。

(取り組みの支援)

第18条 市は、市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援します。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年度、次のことを明らかにする報告書を作成し、公表しなければなりません。

- (1) 男女共同参画社会づくりの状況
- (2) 男女共同参画社会づくりを進める施策の実行状況

第4章 男女共同参画専門委員

(専門委員の設置)

第20条 市長は、男女共同参画社会づくりについての苦情を適切かつ迅速に処理するため、草加市男女共同参画専門委員（以下「専門委員」といいます。）を設けます。

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者、市民団体は、次の苦情を専門委員に申し出ることができます。

- (1) 市が行う男女共同参画社会づくりについての施策や男女共同参画社会づくりに影響する施策への苦情
- (2) 性別による差別的取り扱いその他男女共同参画社会づくりを妨げる要因によって人権が侵害された場合の苦情

(専門委員)

第22条 専門委員は、人格が高潔で、男女共同参画社会づくりについて優れた知識と考えと判断力を有する人のうちから、市長が委嘱します。

2 専門委員は、3人以内とします。

(専門委員の任期)

第23条 専門委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、専門委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとします。

(専門委員の解職)

第24条 市長は、次の場合には、専門委員を解職するものとします。

- (1) 病気などのため専門委員の職務を続けることが難しいと認められる場合
- (2) 職務上の義務を果たさないなど、専門委員としてふさわしくない行為をしたと認められる場合

(専門委員の職務)

第25条 専門委員は、第21条の申し出を受けて、職務に必要な範囲内で次のことを行います。

- (1) 関係機関や関係者に対して、説明や資料の提出を求め、調査をすること。
- (2) 関係機関や関係者に対する勧告、助言、是正の要望など

2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、職務の方針や計画などは、話し合いで決めます。

(専門委員の守秘義務)

第26条 専門委員は、職務上知ることができた秘密を他者に漏らしてはなりません。専門委員でなくなった後も同様です。

(調査の除外事項)

第27条 専門委員は、次の申し出については調査をしません。

- (1) 裁判所などの判決や裁決により確定したことについての申し出
- (2) 裁判中や不服申立中のことについての申し出
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第12条に規定する紛争についての申し出
- (4) 議会に請願や陳情をしていることについての申し出
- (5) この条例に基づく専門委員の行為についての申し出
- (6) その他その性質上専門委員が調査するべきではないと認められる申し出

2 これらの場合には、専門委員は、申し出をした人に対し、申し出について調査をしない理由を付けて文書によりお知らせします。

(身分証明書の提示)

第28条 専門委員は、身分証明書を携帯し、請求があったときはこれを提示しなければなりません。

第5章 男女共同参画審議会

(設置)

第29条 市長は、男女共同参画社会づくりを進めるため、草加市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

(所掌事務)

第30条 審議会は、市長の求めに応じて、男女共同参画社会づくりについて調査や審議

をします。

2 審議会は、男女共同参画社会づくりを進める施策について、必要に応じ、調査して、市長に意見を述べることができます。

3 審議会は、第12条第1項の基本計画の達成状況について定期的に評価して、公表します。

(組織)

第31条 審議会は、次の人のうちから市長が委嘱する13人以内の委員で組織します。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関係する団体の代表者
- (2) 男女共同参画社会づくりについて知識や経験が豊富な人
- (3) 市民の代表者

(任期)

第32条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、審議会の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとします。

(会長・副会長)

第33条 審議会に会長と副会長を1人ずつ置きます。

- 2 会長と副会長は、委員が話し合いで決めます。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会を取りまとめます。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、会長に代わってその職務を行います。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となります。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- 3 審議会の話し合いは、出席した委員の過半数で決め、意見が同数のときは、議長が決定します。

(関係者の出席)

第35条 審議会は、調査や審議に必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明や意見を聴くことができます。

(委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会の意見を聴いて定めます。

第6章 補則

(報告の徴収)

第37条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と市民団体に対し、男女共同参画社会づくりへの取り組み状況について報告を求めることができます。

(見直し)

第38条 この条例は、施行の日から5年ごとに見直しを行います。

2 この条例を見直すときには、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(委任)

第39条 その他この条例の施行について必要なことは、市長が規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行します。

(草加市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 草加市男女共同参画審議会条例(平成13年条例第25号)は、廃止します。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に作成されている「草加市男女共同参画プラン2001」は、第12条第1項の基本計画とします。

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止される草加市男女共同参画審議会条例(以下「旧条例」といいます。)の規定により委嘱された委員は、第31条の規定により委嘱された委員とみなします。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とします。